

## 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会設置要綱

平成25年6月28日  
日本学術会議第175回幹事会決定

改正 平成26年5月30日 日本学術会議第193回幹事会決定

### (設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (職務)

第2 委員会は、日本学術会議による第三者的な評価の在り方などについて調査審議する。

### (組織)

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

### (設置期限)

第4 委員会は、平成26年9月30日まで置かれるものとする。

### (庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

### (雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

### 附 則（平成26年5月30日 日本学術会議第193回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。